

下関市立大学大学院単位互換協定に伴う履修及び受講規程

平成 21 年 1 月 21 日

規 程 第 2 号

改正 平成 27 年 3 月 17 日規程第 25 号
平成 27 年 3 月 26 日規程第 42 号
平成 31 年 3 月 19 日規程第 7 号
令和 3 年 2 月 24 日規程第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学大学院学則（平成 19 年規則第 2 号。以下「学則」という。）第 21 条の規定に基づき、他の大学院との協定による単位互換制度（以下「教育連携」という。）を利用する本学大学院学生に係る必要な事項を定めるものとする。

(履修科目)

第 2 条 教育連携の科目は、下関市立大学大学院経済学研究科と単位互換協定を締結した他の大学院とが協議の上決定する。

(履修制限)

第 3 条 教育連携の授業科目について、同一学期での履修は、2 科目までとする。

2 当該学期で失格により単位認定されなかった者は、次学期での教育連携の履修はできないものとする。

(履修申請)

第 4 条 教育連携の科目の履修については、下関市立大学大学院経済学研究科履修規程（平成 19 年規程第 58 号）に定める履修登録にかえて、次に掲げる書類を別に定める日までに提出するものとする。

(1) 教育連携履修申請書（様式第 1 号）

(2) 教育連携学生志願書（様式第 2 号）

(履修決定)

第 5 条 学長は、前条の規定により提出された申請書類に基づき、その可否を決定する。

(単位認定)

第 6 条 単位認定は、連携先の大学から送付された成績表に基づき行う。

2 単位認定した科目の評価は、行わない。

(受講上の注意)

第 7 条 教育連携の科目の受講に際して、連携先の大学において科目履修をする場合は、本学学生証を携帯しなければならない。

(その他)

第 8 条 この規程に定めのあるもののほか、教育連携による履修及び受講について必

要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 17 日規程第 25 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日規程第 42 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日規程第 7 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 24 日規程第 15 号）

この規程は、令和 3 年 2 月 24 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

教育連携履修申請書

（宛先） 下関市立大学長

学籍番号 _____（ 年）

氏 名 _____

私は、学則及び規程に定めることを遵守し、教育・研究連携協定に基づく講義を履修いたしたいので、別紙志願書を添え申請いたします。

年 月 日

教育連携学生志願書

様

下関市立大学 経済学研究科 専攻
学籍番号 (年)
氏 名
生年月日 年 月 日
〒
住 所
電話番号
e-mail

下記の科目を履修いたしたくご許可くださいますようお願いいたします。
受講にあたっては、貴学の学則その他諸規則を遵守することを誓約します。

記

科目名	時間割コード	開講学期	曜日	時限	担当教員名